

消費生活相談

一人で悩まず
すぐ相談を



屋根・外壁工事などの 訪問販売にご注意を！

「高齢の両親が、4日前に自宅の屋根工事の契約をしたことがわかった。本当に必要な工事なのか不審だ」という相談が他市に住む家族から寄せられました。消費生活センターから両親に話を聞いたところ、「近くで工事しているという業者が訪れ、『屋根の釘が浮

いている』と言われた。無料点検を勧められ依頼した。業者は屋根に上り写真を撮った後、『修理が必要』と言ったので契約した」ということでした。

最近、「訪問販売で屋根工事の契約をしたが、解約したい」「必要な工事なのか不審だ」などの相談が多くなっています。

今回の相談では、工事に不審な点があるとの相談でしたので、クーリング・オフを申し出ること、数社から相見積もりを取って工事をするかどうかも含め検討するよう助言しました。

事例のように、訪問販売業者から不具合を指摘されると、工事の必要性を確認しないで、あわてて高額で

も契約してしまう例が多くなっています。

寄せられた相談の中には、他業者に点検してもらったところ、工事の必要性はなかったという例も多くあります。

突然来訪した業者から、問題点を指摘され、工事を勧められても、即座に契約することは控えましょう。

なお、クーリング・オフは契約日を含め8日以内なら可能です。またその期間が過ぎても、販売方法などに問題がある場合は、当センターでの交渉も可能です。不審に思った場合は、当センターにご相談ください。

【問い合わせ】

消費生活センター… ☎24局

0077